

新潟県条例第29号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(道路交通法関係手数料) 第8条 (略) 2～6 (略) 7 法第104条の4第6項 <u>(法第105条第2項において準用する場合を含む。)</u> の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者又は府令第30条の13第1項の規定により運転経歴証明書の再交付の申請をしようとする者は、1件につき1,100円の手数料を納めなければならない。 8～10 (略)	(道路交通法関係手数料) 第8条 (略) 2～6 (略) 7 法第104条の4第6項の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者又は府令第30条の13第1項の規定により運転経歴証明書の再交付の申請をしようとする者は、1件につき1,100円の手数料を納めなければならない。 8～10 (略)

附 則

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）附則第1条第2号に定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。